

法律の概要

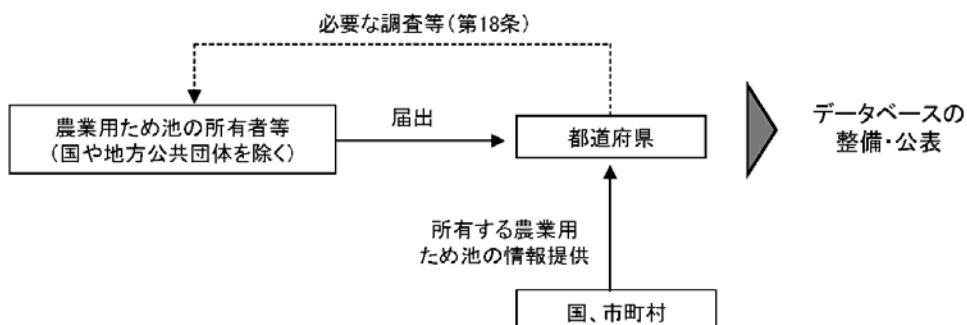
(2) データベースの整備・公表

- ◆ 都道府県は、農業用ため池に関する情報をデータベースとして整備するとともに、名称や所在地等の情報をインターネット等で公表。
- ◆ 都道府県は、国や市町村に対して、農業用ため池に関する必要な情報の提供を求めることができる。

■ チェック データベースに整備する農業用ため池の範囲

都道府県は、届出のあった農業用ため池に限らず、国や市町村が所有する農業用ため池も含めて、データベースの整備を行います。

データベースの整備・公表の流れ



■ チェック 公表事項

- 公表事項は、次のとおりです。
- ・農業用ため池の名称及び所在地
 - ・農業用ため池の所有者等の名称(所有者等が自然人であるときはその旨を記載する)
 - ・農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量
 - ・届出の年月日(届出が行われていない場合はその旨を記載する)
 - ・特定農業用ため池の指定の有無と指定された年月日
 - ・防災重点ため池の選定の有無

(3) 農業用ため池の管理と勧告

- ◆ 農業用ため池の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)は、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努める。
- ◆ 都道府県は、農業用ため池の所有者等が農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、所有者等に対し、防災工事の実施、管理者の選任その他の必要な措置を講ずる旨の勧告を行うことができる。

■ チェック 管理上必要な措置を講じていない場合の考え方

農業用ため池の利用形態は様々であることから一概に定めることは難しいが、堤体の変形や漏水、堆積土砂による洪水吐きの通水断面の阻塞などにより、農業用水の貯留機能が損なわれ、決壟等による水害のおそれがある状態の場合、管理上必要な措置が講じられていないと判断することが適当と考えられます。

特定農業用ため池の指定等 (第7条、第8条及び第12条関係)

(1) 特定農業用ため池の指定

- ◆ 都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。

■ チェック 防災重点ため池との関係

防災重点ため池の基準と同一ですが、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定が必要な施設に該当しません。

<指定基準> ※防災重点ため池の基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100~500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が $1,000\text{m}^3$ 以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が $5,000\text{m}^3$ 以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



- ◆ 市町村、農業用ため池の所有者、管理者、利水者又はその他の利害関係人は、特定農業用ため池に指定する必要があると思料する場合は、都道府県に申し出ることができる。
- ◆ 都道府県は、特定農業用ため池に指定した旨を公示。

(2) 行為制限

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。

→国や地方公共団体が行う場合は協議

■ チェック 許可が必要な行為

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分に行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- 2) 水底の掘削
- 3) 岸の形状の変更
- 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

■ チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

次の場合には許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為(ボーリング等)
- 6) 河川法に基づく河川工事等(施行規則に定めのあるもの)



法律の概要

(3)住民への周知

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池の決壟に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。

■ チェック ハザードマップの作成と周知

- ・ハザードマップを作成する場合は、地域住民を含めたワークショップを開催して、地域の意見を反映させるなど、防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・印刷物の直接配布のほか、防災掲示板、広報誌やインターネットを利用して周知することが必要です。

特定農業用ため池の防災工事の施行 (第9条～第11条関係)

(1)防災工事計画の届出

- ◆ 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、工事に着手する30日前までに都道府県への防災工事計画の届出が必要。
- ◆ 特定農業用ため池に指定された際に現に施行している場合は、指定日から30日以内に防災工事計画の届出が必要。

防災工事計画の届出の期限



- ◆ 都道府県は、防災工事計画の内容が特定農業用ため池の決壟による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に計画の変更を命ずることができる。

■ チェック 防災工事計画の内容

- ・防災工事の種類（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止）
- ・防災工事の内容、施行方法（図面など必要な資料を添付）
- ・着手予定年月日、完了予定年月日

(2)防災工事の命令・代執行

- ◆ 都道府県は、第6条の勧告を受けたにもかかわらず正当な理由なく防災工事を施行しない特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、防災工事の施行を命ずることができる。
- ◆ 都道府県は、上記の命令を受けた者が防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、施行する見込みがないとき、防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき又は緊急の場合で防災工事の勧告若しくは命令をするいとまがないときは、所有者等に代わって防災工事を施行することができる。
- ◆ 防災工事の代執行に要した費用は、所有者等から徴収することができる。

④ チェック 利水者等からの費用の徴収

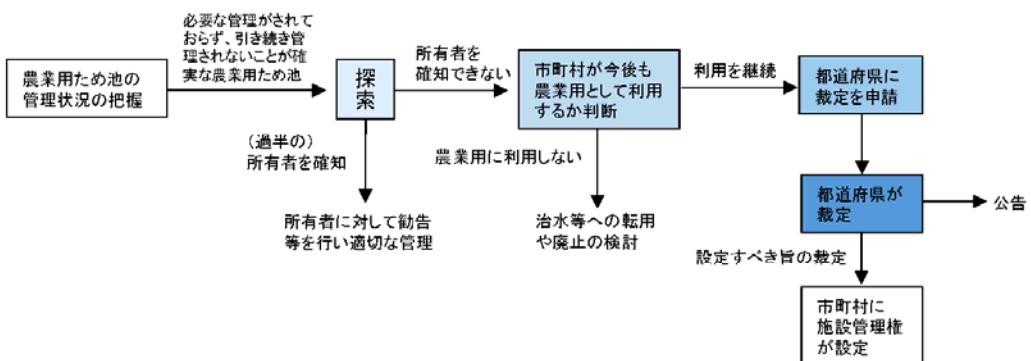
本法律では、第11条第2項において防災工事の施行義務を負う所有者等から代執行に要した費用を徴収することができる旨の規定を設けています。

また、地方自治法第224条の分担金として、利水者等の事業の受益者から費用を徴収することも可能です。

裁定による特定農業用ため池の管理 (第13条～第17条関係)

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池について、管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられていないことが確実であると見込まれる場合であって、探索を行っても所有者を確知することができないときは、都道府県に対し、当該特定農業用ため池を管理する権利(施設管理権)を市町村に設定することについて、裁定を申請できる。
- ◆ 特定農業用ため池の所有者(共有持分が過半に満たない場合)又は農業用水の利水者等の利害関係人は、上記の申請をすべき旨を市町村に申し出ることができる。

施設管理権設定の流れ



- ◆ 市町村は、施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理に要する費用を、所有者から徴収することができる。
- ◆ 市町村は、特に必要があると認めるときは、施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区等に行わせることができる。
- ◆ 施設管理権の設定は20年を上限とするが、市町村は、その存続期間の延長の裁定を都道府県に申請することができる。

法律の概要

報告徴収・立入調査 (第18条関係)

- ◆ 都道府県は、本法律の施行のために必要があるときは、農業用ため池の所有者等に対して管理の状況に関する報告を求めることができる。
- ◆ 都道府県は、必要があるときは、農業用ため池又は他人の土地に職員又は委任した者に立ち入らせ、現地調査(測量等)を行うことができる。
- ◆ 上記立入りについて、必要があるときは、市町村に必要な協力を求めることができる。

その他

(1)補助及び援助(第20条～第21条)

<ハード対策>

- ◆ 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、防災工事に要する費用の一部を補助することができる。
- ◆ 国は、都道府県に対し、都道府県が上記により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

<ソフト対策>

- ◆ 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努める。
- ◆ 国及び地方公共団体は、必要があるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

☞ チェック 農業用ため池に係る国庫補助事業について

(平成31年4月時点)

実施項目	国庫補助事業	要件等
①ため池の賃元の調査	農村地域防災減災事業 (ため池防災対策情報整備)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
②都道府県によるデータベースの整備	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ハザードマップの作成)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
③市町村によるハザードマップの作成	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (監視・保全管理の強化)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
④ため池の管理 (市町村による管理等)	農村地域防災減災事業 (ため池整備)	・補強対策の場合 受益面積2ha以上、定率(50%等) ・統廃合(代替水系の整備とため池の廃止)の場合 定額
⑤防災工事 (耐震・豪雨・老朽化対策、廃止) 都道府県による代執行	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ため池整備)	・補強対策の場合 受益面積2ha未満、定率(50%等) ・統廃合(ため池の廃止)の場合 定額(堤高に応じ最大3千万円／箇所)

※事業実施主体は、都道府県、市町村等。記載している要件・補助率は主なものです。
詳しくは、事業担当者にお問い合わせ下さい。

(2)罰則(第23条～第25条及び附則第3条)

- ◆ 農業用ため池の届出、行為制限、防災工事の施行、報告徴収及び立入調査等の事項に関し、罰則を規定。